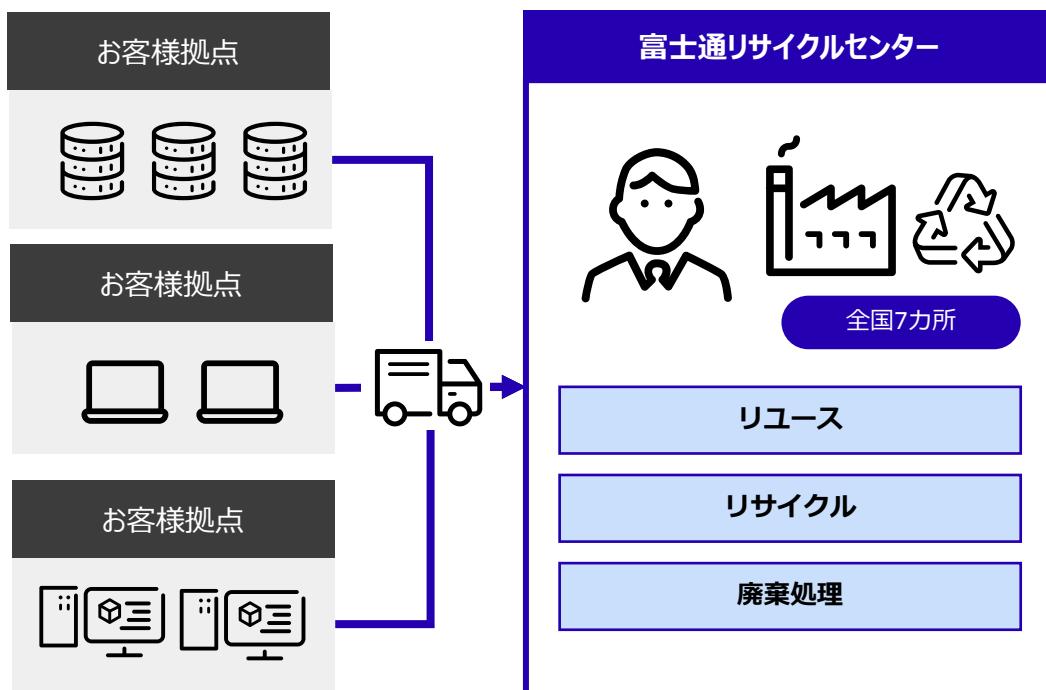


事業系IT製品リサイクルサービス

ご使用済みの富士通製IT製品を回収し、リサイクル処理を実施

法人のお客様のご使用済み富士通製IT製品を回収/運搬し、当社リサイクルセンターにてリサイクル処理をおこないます。お客様から回収したIT製品を適正に処理し、システム更新時の事務手続きに関わるお客様の負担軽減を図ります。

個人のお客様がご使用の富士通製パソコン/ディスプレイのリサイクルについては、「[家庭系パソコンリサイクル](#)」をご覧ください。



サービスの特長

お客様のご使用済みのIT製品を回収/運搬し、富士通リサイクルセンターにてリサイクル処理をおこないます。

リユース/リサイクルできない部分については、法令に則り適正に廃棄処理まで実施。

作業結果を「完了報告書」としてまとめ、提示します。

- ・ 運搬/廃棄処理は、富士通が事前に登録している業者がおこないます。
- ・ ご使用済みのIT製品に残存するデータの消去をご希望のお客様は、「[データ消去サービス](#)」をあわせてご検討ください。
- ・ お客様先での機器の離線/解体作業についてもあわせてご希望のお客様は、弊社担当営業までご相談ください。

お客様システムの更新時に必要となる作業は、多種多様です。

本サービスでは、「産業廃棄物広域認定制度※1」の認定を受けた富士通が、運搬/廃棄処理などの契約手続きを一括して対応いたします※2。また、マニフェスト伝票※3をお客様が管理する必要もありませんので、システム更新時の事務手続きに関わる負担軽減が図れます。

※1 産業廃棄物広域認定制度：環境省が全国的な産業廃棄物の取扱事業を個別に認可する制度。

※2 「事業系IT製品リサイクルサービス」は、富士通とお客様との直接契約となります。

※3 マニフェスト伝票：産業廃棄物管理票。

導入のメリット

一括契約による工数削減



本来は、複数の認可を受けた運搬・処分会社との契約が必要ですが、富士通に委託することにより、一括契約で全国に配備されているご使用済みIT製品の処理が可能となります。

マニフェスト伝票が不要



産業廃棄物広域認定制度の認定を受けた富士通に委託することで、煩雑なマニフェスト伝票の発行・回収・管理や自治体への報告などが不要となります。システム更新時に発生する管理・事務業務の負担が軽減され、IT製品の廃棄処理に関する効率化が図れます。

価格

サービス対象製品の台数などにあわせた個別見積となりますので、当社の担当営業までご相談ください。
当社の担当営業をご存知ないお客様は、下記の要領にて当社へご依頼ください。（2021/10/1 変更）

1. 下記ボタンをクリックし、WEBフォームにてお客様情報等をご連絡下さい。
- 2.弊社受付より、【見積依頼書】(excel形式)をメールにてお送りします。
- 3.【見積依頼書】に必要な情報ご記入の上、返信下さい。見積回答書をお送りします。

※見積回答までお時間かかる場合がございます。

[見積依頼・お問い合わせははこちら](#)

サービス実施内容

・ご使用済みの富士通製IT製品の回収 / 運搬

お客様から委託を受けた使用済み富士通製IT製品を、当社が登録している運搬業者が回収し、最寄りの当社リサイクルセンターに運搬します。

・リサイクル処理の実施

当社リサイクルセンターにて、事前に登録している産業廃棄物処分業者がご使用済みIT製品のリサイクルを行います。リユース / リサイクルできない部分については、法令にのっとり、適正に最終処分まで実施します。

・作業完了報告の発行

作業結果を「事業系広域リサイクル処分作業完了報告書」としてまとめ、提示します。

産業廃棄物広域認定制度とは？

生産者が排出者と協力して自社回収リユース/リサイクルを推進するための取り組みとして、環境省が全国的な産業廃棄物の取扱事業を個別に認可する制度です。

「事業系IT製品リサイクルサービス」は、本制度の認定を受けることで製品生産者である富士通が主体となって産業廃棄物の回収/リサイクルを実施するものです。

お客様のメリット

全国で一括してご使用済みIT製品の回収/リサイクル

富士通などの「産業廃棄物広域認定制度」の認定事業者の場合、お客様と直接契約をおこない、事前登録している運搬会社/処理会社へ委託することで、全国規模でご使用済みのIT製品の回収/リサイクルをすることができます。従来、複数必要であった契約手続きがひとつの処理で可能となります。

お客様によるマニフェスト伝票の管理は不要

不法投棄の防止などを目的に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、委託した産業廃棄物の処理の流れをマニフェスト伝票（産業廃棄物管理票）にてお客様が把握/管理する義務があります。

富士通などの「産業廃棄物広域認定制度」の認定事業者に産業廃棄物処理を委託する場合は、委託された認定事業者がお客様に代わって管理します。

よくあるご質問

Q 富士通製品以外の機器を処分できますか？

A 富士通製品のみとなります。他社製品については、各メーカーへお問合せ下さい。

Q 富士通製品以外の機器と富士通製品が混在していますが全てまとめて処分できますか？

A 富士通製品のみとなります。他社製品については、各メーカーへお問合せ下さい。

Q 富士通製品を処分できますか？

A ◇ 法人のお客様で弊社担当営業がいるお客様 弊社担当営業までご相談下さい。

◇ 法人のお客様で弊社担当営業がない、もしくは販社／ディーラー営業しかご存じないお客様 本資料内の【見積依頼・お問合せはこちら】ボタンをクリックし、お客様情報等をご連絡下さい。

※家電(エアコン等)、什器は回収できません。また、回収後、他社製品が混在していた場合は、他社製品のみ送料お客様負担にて返送する場合がございます。

◇ 個人のお客様 右記サイトよりご依頼下さい。 [富士通パソコンリサイクル（個人向け）](#)

Q 富士通製品を処分したい、かつFAXにて見積依頼したいですが、可能ですか？

A 現在受付しておりません。Webによるお申し込みのみとなります。契約書等の書類も全てEメールでの対応となります。
※過去、FAXにてご依頼されたお客様についても、Webによるお申込みのみとなります。

Q 概算価格を提示いただけませんか？

A 回収地域や機器明細によって料金が異なります。[Webフォーム](#)よりご依頼下さい。

Q 金額の内訳を教えていただきたいです。

A 本サービスは、収集運搬～処分完了報告まで一気通貫に行うサービスです。内訳の開示は対応しておりません。

Q 金額が高いです。

A 本サービスは、収集運搬～処分完了報告まで一気通貫に行うサービスです。PCのような小型で少数(1～2台)の場合、金額が高く見えてしまう場合がございます。

Q 注文をキャンセルできますか？

A ◇ ステータス：受付～注文書送付前の場合 キャンセルの連絡は必要ございません。

◇ ステータス：注文書送付済～引取日確定の場合 下記受付までご連絡下さい。

【富士通リサイクル受付センター】TEL: 03-3570-6448

◇ ステータス：引取日確定後の場合 キャンセルのご連絡からお引取日までの期間によって、キャンセル料が発生する場合がございます。下記受付までご連絡下さい。

【富士通リサイクル受付センター】TEL: 03-3570-6448

Q 請求書の発行はできますか？

A 請求書の発行は行っておりません。

Q 後払いはできますか？

A 後払いは対応しておりません。

Q 引取数や重量が増えた場合、どうしたらいいですか？

A 下記受付までご連絡下さい。ステータスおよび増加の内容によって、再契約が必要になる場合がございます。

【富士通リサイクル受付センター】TEL: 03-3570-6448

お問い合わせ先

富士通株式会社 〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1-1

お問い合わせフォーム：<https://contactline.jp.fujitsu.com/customform/csque03915/5104116/>